













算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他)の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。の委託を受けた者若しくはその役員又は職員又はこれらの人者であつた者は、その委託された業務に関する知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 本人確認情報処理事務等に従事する指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (本人確認情報管理制度)

第三十条の十八 指定情報処理機関は、自治省令で定める本人確認情報処理事務等の実施に関する事項について本人確認情報管理制度を定め、

2 指定情報処理機関は、前項後段の規定によりを変更しようとするときも、同様とする。  
3 自治大臣は、第一項の規定により認可をした本人確認情報管理制度が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるとときは、指定情報処理機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第三十条の十九 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第三十条の十第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、自治大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするとときは、委

任都道府県知事の意見を聽かなければならな

い。

3 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

3 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

#### (交付金)

第三十条の二十 委任都道府県知事が統括する都道府県は、指定情報処理機関に対して、当該委任都道府県知事が行わせることとした本人確認情報処理事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとす

る。

2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定情報処理機関と協議して定めるものとする。

3 第三十条の二十一 指定情報処理機関は、自治省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務等に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第三十条の二十二 自治大臣は、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

本人確認情報処理事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとし

た本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講すべきことを

指揮することができる。

3 委任都道府県知事は、本人確認情報処理事務等の全部又は一部の休止又は廃止により本人確認情報処理事務等の全部又は一部の停止を命じたときは、

3 委任都道府県知事は、第一項の規定による許可をしよ

うとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

4 自治大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知する

ととともに、公示しなければならない。

本人確認情報処理事務等の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務等の実施の状況若しくは帳簿、書類その他

の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとし

た本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務を取り扱う

指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本

人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

る。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の休廃止)

第三十条の二十四 指定情報処理機関は、自治大臣の許可を受けなければ、本人確認情報処理事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関の本人確認情報処理事務等の全部又は一部の休止又は廃止により本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

本人確認情報処理事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 委任都道府県知事は、その行わせることとし

た本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講すべきことを

指揮することができる。

4 受けた本人確認情報処理事務等を行つたとき。

人確認情報処理事務等を行つたとき。

5 不正な手段により第三十条の十第一項の規定による指定を受けたとき。

四 第三十条の十八第一項の規定により認可をしたとき。

三 第三十条の十六第二項、第三十条の十八第一項又は第三十条の二十二第一項各号(第三号を除く。)の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第三十条の十九第一項若しくは第三項、第三十条の二十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

一 第三十条の十二第一項各号(第三号を除く。)の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

(指定の取消し等)

第三十条の二十五 自治大臣は、指定情報処理機関が第三十条の十二第一項第三号に適合しなくなつたとき、又は同条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その指定を取

り消さなければならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命づくことができる。

3号に該当するに至つたときは、その指定を取

り消さなければならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関が次のいずれかに該当するときには、その指定を取り消し、又は期間を定めて本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命づくことができる。

3号に該当するに至つたときは、その指定を取

り消さなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本



しくは職員又はこれらの方であつた者は、その

委託された業務に関して知り得た本人確認情報に  
関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に  
關する秘密を漏らしてはならない。

(受領した本人確認情報に係る住民に関する記  
録の保護)

第三十条の三十六 受領者の委託を受けて行う受  
領した本人確認情報の電子計算機処理等に  
關する事務に従事している者又は従事していた者  
は、その事務に従事して知り得た事項をみだりに  
他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはな  
らない。

(自己の本人確認情報の開示)

第三十条の三十七 何人も、都道府県知事又は指  
定情報処理機関に対し、第三十条の五第三項又  
は第三十条の十一第三項の規定により磁気ディ  
スクに記録されている自己に係る本人確認情報  
について、書面により、その開示(自己)に係る  
本人確認情報が存在しないときにその旨を知ら  
せることを含む。以下同じ。)を請求することができ  
る。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、前項  
の開示の請求(以下この項及び次条第一項にお  
いて「開示請求」という。)があつたときは、開示  
請求をした者(以下この項及び次条第二項にお  
いて「開示請求者」という。)に対し、書面によ  
り、当該開示請求に係る本人確認情報について  
開示をしなければならない。ただし、開示請求  
者の同意があるときは、書面以外の方法により  
開示をすることができる。

(開示の期限)

第三十条の三十八 前条第一項の規定による開示  
は、開示請求を受理した日から起算して三十日  
以内にしなければならない。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、事務  
処理上の困難その他正当な理由により前項に規  
定する期間内に開示をすることができないとき  
は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対  
することができる」とされているものの遂行の  
ためにしなければならない。

し、同項の期間内に開示をすることができない  
理由及び開示の期限を書面により通知しなけれ  
ばならない。

(手数料)

第三十条の三十九 第三十条の三十七第一項の規  
定により指定情報処理機関に対し自己に係る本  
人確認情報の開示を請求する者は、指定情報處  
理機関が自治大臣の認可を受けて定める額の手  
数料を納めなければならない。

(自己の本人確認情報の訂正)

第三十条の四十 都道府県知事又は指定情報処理  
機関は、第三十条の三十七第二項の規定により  
開示を受けた者から、書面により、開示に係る  
本人確認情報についてその内容の全部又は一部  
の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、  
遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をし  
た者に対し、書面で通知するものとする。

(苦情処理)

第三十条の四十一 都道府県知事又は指定情報處  
理機関は、この法律の規定により都道府県が處  
理する事務又は指定情報処理機関が行う本人確  
認情報処理事務等の実施に関する苦情の適切か  
つ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の四十二 市町村長その他の市町村の執  
行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行  
機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に  
掲げる國の機関若しくは法人(以下この条にお  
いて「市町村長等」という。)以外の者は、何人  
も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以  
下この条において「第三者」という。)に対し、當  
該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票  
に記載された住民票コードを告知することを求  
めてはならない。

遂行のため必要がある場合を除き、何人に対し  
ても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票  
に記載された住民票コードを告知することを求  
めてはならない。

第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執  
行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行  
機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に  
掲げる國の機関若しくは法人(以下この条にお  
いて「市町村長等」という。)以外の者は、何人  
も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以  
下この条において「第三者」という。)に対し、當  
該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票  
に記載された住民票コードを告知することを求  
めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業  
として行う行為に関し、その者に対し売買、貸  
借、雇用その他の契約(以下この項において「契  
約」という。)の申込みをしようとする第三者若  
しくは申込みをする第三者又はその者と契約の  
締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該  
第三者以外の者に係る住民票に記載された住民  
票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関  
は、この法律に規定する事務又はその処理する  
事務であつてこの法律の定めるところにより當  
該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求  
めることができる」とされているものの遂行の  
ためにしなければならない。

ため必要がある場合を除き、何人に対しても、  
その者又はその者以外の者に係る住民票に記載  
された住民票コードを告知することを求めては  
ならない。

3 指定情報処理機関は、この法律に規定する事  
務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に  
対しても、その者又はその者以外の者に係る住  
民票に記載された住民票コードを告知すること  
を求めてはならない。

4 別表第一の上欄に掲げる國の機関又は法人  
は、その処理する事務であつてこの法律の定め  
るところにより当該事務の処理に関し本人確認  
情報の提供を求めることができることとされて  
いるもの遂行のため必要がある場合を除き、  
何人に対しても、その者又はその者以外の者に  
係る住民票に記載された住民票コードを告知す  
ることを求めてはならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受  
けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県  
の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限  
を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずる」  
とができる。

者に係る住民票に記載された住民票コードを含

む当該第三者に係る情報の集合物であつて、  
それらの情報を電子計算機を用いて検索するこ  
とができるよう体系的に構成したものとい  
う。以下この項において同じ)であつて、当該

住民票コードの記録されたデータベースに記録  
された情報が他に提供されることを予定され  
いるものを構成してはならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行  
為が行われた場合において、当該行為をした者  
が更に反復してこれらの規定に違反する行為を  
するおそれがあると認めるときは、当該行為を  
した者に対し、当該行為を中止すべきことを勧  
告し、又は当該行為が中止されることを確保す  
るために必要な措置を講ずべきことを勧告する  
ことができる。







都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第六十一条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの)
都道府県知事	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村において当該都道府県の議会の議員又は選舉人が從前の市町村における公害健康被害の補償等に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村において当該都道府県の議会の議員又は選舉人が從前の市町村における公害健康被害の補償等に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

別表第四(第三十条の七関係)

提供を受ける他の都道府県の区 域内の市町村の執行機関	事 務
公害健康被害の補償等に関する法律 第四条第三項の政令で定める 市(特別区を含む)の長	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村における公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村における公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの

別表第五(第三十条の八関係)

一 恩給法他の法律において準用する場合を含む。による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
二 公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの
三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による一般旅券の渡航先の追加、一般旅券の記載事項の訂正又は一般旅券の査証欄の増補に関する事務であつて自治省令で定めるもの
四 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
六 旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
七 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)による通訳案内業の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
八 職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他の技能検定に関する業務(同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る)。又は同法第一百一条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
九 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて自治省令で定めるもの
十 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
十一 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

十二 建築士法による一級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の経由又は建築士事務所の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

(施行期日〇〇等)  
 一 次項の規定 公布の日  
 二 二 目次の改正規定、第一条、第二条及び第十一条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定(第四章の一第一節、第三十条の七(第三項から第十項までに限る)、第三十条の八、第三十条の九、第三十条の十(第四項及び第五項に限る)、第三十条の十一、第三十二条の十五、第三十条の二十九、第三十条の三十九、第三十条の三十二から第三十三条の四十四まで、第三十三条の四十二、第三十三条の四十三及び同章第五節に係る部分を除く)、第三十三条の改正規定、第三十六条の次に二条を加える改正規定、第六章中第四十六条を第五十五条とする改正規定、第三十六条の次に二条を加える改正規定(第五十条を「五千円」を「五万円」に改める部分に限る)、同条第二項の改正規定(「五千円」を「五万円」に改める部分に限る)、同条を第五十五条とする改正規定、第四十五条第一項の改正規定(「五千円」を「五万円」に改める部分に限る)、同条第二項の改正規定(「五千円」を「五万円」に改める部分及び「五台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはそ



第十一号中止誤

ペシ 段行 誤  
三一三 打って 誤  
売って 正

平成十一年七月十五日印刷

平成十一年七月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B